17）本工事は、新技術を活用し、現場における効率性向上を２割以上達成した場合は、達成率に応じた効率性向上実績証明書の交付を行う試行工事である。

18）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

19）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。

20）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

21）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

22）本工事は、申請期間中に特定の配置予定技術者が拘束されることを緩和するため、入札書の提出期限までに配置予定技術者の資格等に関する資料の提出を求め、配置予定技術者に対する要件が満足しているか審査を行う試行工事である。

なお、要件を満たしていない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

23）本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「機械設備工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成23年度以降に元請けとして、下記条件㋐から㋓を満足するポンプ設備を自ら製作し、据付した工事（以下「同種工事」という。）の施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」という。）により認定された実績を含む。経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が平成23年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

「自ら製作し、据付した」とは、ポンプ設備全体のシステム設計を行い、主要機器である主ポンプを製作し、設備全体を施工した場合とする。なお、㋐から㋒は同一工事であること。

㋐　陸用ポンプであること。

㋑　ポンプ形式が斜流ポンプであること。

㋒　１台あたりのポンプ吐出量が2.5㎥／ｓ以上であること。

㋓　揚水又は排水を目的としたポンプ設備の施工実績があること。

また、製作と据付が別工事の場合は、合わせて１件の工事とみなす。

なお、当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

また、専任期間に本工事の準備期間を含まないことができる。

元請け自らが工場製作を実施する場合においては、工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下、「専任を要しない期間」という。）に配置する配置予定技術者については、１）から５）の基準を満たす必要は無く、専任を要しない期間と専任期間の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。なお、技術資料の提出については、専任期間に配置する配置予定技術者のみとする。

準備期間を含まない専任期間としては、令和９年10月下旬から令和10年４月上旬、令和10年10月下旬から令和11年６月上旬を予定している。

１）配置予定技術者の資格又は要件は、次のａからｄのいずれかに該当する者であること。

ａ　機械工学、電気工学又は建築学に関する学科を卒業後、高等学校（旧実業学校を含む）５年以上、高等専門学校（旧専門学校を含む）３年以上、大学（旧専門学校を含む）３年以上の実務経験を有する者。

ｂ　10年以上の実務経験を有する者。

ｃ　技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「機械」とするものに限る。））の資格を有する者。

ｄ　これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

※実務経験とは、機械設備に係わる工事に従事した経験年数。

２）平成23年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑷に掲げる工事）の据付工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成23年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事）の据付工事の経験を有していること。

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満であるものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）上記１）から４）について確認できる書類を入札書の提出期限までに提出すること。該当書類が提出されない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

⑺　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員とする。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。